

令和2年12月23日

川西市議会議長

平岡 譲 様

建設公企常任委員長

松隈 紀文

委員会報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、別紙のとおり決定したので、会議規則第101条の規定により報告します。

建設公企常任委員会における審査の経過と結果について（審査日：令和2年12月10日）

1. 議案第64号 川西市市営住宅等の指定管理者の指定について

議案の概要

本案は、本市の市営住宅、改良住宅及び再開発住宅の指定管理者に株式会社東急コミュニティーを指定するにつき、議会の議決を求めようとするもの。

質疑の概要

問 市では現在、公共施設等総合管理計画や公営住宅基本計画に沿って市営住宅等の集約化を進めており、移転交渉をはじめ市が入居者へきめ細やかな対応すべきと考えるが、このタイミングで指定管理者制度を導入する意図を伺いたい。

答 市営住宅等の維持管理は指定管理者が行うこととなるが、入居者が移転後に建物を解体する用途廃止事業や花屋敷団地建替事業は今後も引き続き市が主体となるため、移転交渉や住みかえへの対応の際には、指定管理者と連携しながら進めていきたいと考えている。

問 市営住宅の入居者は高齢者が多いため、市職員が使用料を徴収する際などに健康状態や個人的な相談を受けるケースがあると仄聞していることから、指定管理者制度に移行しても同様の体制がとれるのか伺いたい。

答 今回、指定管理者を募集するにあたり、高齢者の見守りに関する提案を行うよう仕様に定めている。選定された事業者は、65歳以上の入居者について月1回の訪問や電気メーターの確認、電話相談の受付など、ふれあいサポート事業により高齢者をケアすることとされており、市としても指定管理者と連携を密にしながら、必要に応じて対応する考えである。

問 指定管理者の業務には家賃等の徴収が含まれており、滞納分もあわせて徴収するのであれば、高度な個人情報を指定管理者が取り扱うこととなるため、指定管理者が業務を実施するにあたっての個人情報の取り扱いについて伺いたい。

答 指定管理者が実施する家賃等の徴収については、納付書の配付や口座振替の手続等を行うなど、現年度分のみを取り扱っていただくこととしている。この中で、指定管理者となる事業者は、法人としてのコンプライアンスに基づく個人情報保護にしっかりと取り組まれると考えており、具体的な内容については、今後綿密に調整していきたい。

答 個人情報の取扱いについては、市個人情報保護条例に則した項目を基本協定書に盛

り込むことで個人情報を保護していくこととしており、指定管理の運用を開始した後も着実にチェックしていきたいと考えている。

問 提出された資料によると、3年間の指定管理料の総額は3億1906万6000円となっているが、指定管理者制度を導入することによる行財政改革の効果額をどのように見込んでいるのか伺いたい。

答 令和2年度当初予算ベースでは、市直営の年間経費として、修繕費や保守管理費といった事業費が約6000万円、人件費が約5000万円、合計1億1000万円となっている。一方、今回の指定管理者の場合は、事業費が約5600万円、人件費が約3200万円、事務費が約1800万円で合計すると1億600万円となり、市に残る経費約250万円を加味すると年間約150万円の効果額となる。これに事業費の変動要素を加味して積算すると3年間で約400万円の効果額となると見込んでいる。

問 指定管理者制度導入後の施設の修繕費について、市と指定管理者とのすみ分けについてどう考えているのか。

答 屋上防水など、建物の機能維持や向上等にかかるものについては、市の建物への投資として市が工事を行うこととなり、建物の性能維持に要する日常的な修繕は指定管理者が行うこととなる。

問 資料によると、選定委員会委員による提案内容を評価した結果の合計値から算出した「業務点」と、事業者が提示した指定管理料から事務局が算出した「価格点」の合計点により候補法人を選定しているが、業務点の配点が1000点であるのに対して価格点は500点となっている配点比率に係る市の考え方を伺いたい。

答 業務点と価格点の配分比率に関しては、市営住宅等の管理は、居住者への対応といったソフト面と建物の維持管理・保全といったハード面の両面があるものの、老朽化が著しい本市の市営住宅等の実態を勘案すると、一定の費用をかけてサービスを提供していくことが望ましいと考えられることから、近隣自治体の過去からの事例等も参考にして業務点に対して価格点の2倍の価値を付与することが適当であると判断したものである。

答 第1回目の市営住宅等指定管理者選定委員会において、各項目の評価に先立ち、配点のバランスについて議論していただいた上で配点を決定している。

問 提出された資料によると、今回の議案で指定しようとする指定管理者は、指定管理

料が他社より高額であるものの、最終的に「業務点」が指定管理料の差を上回ったため総合評価点が逆転した結果となっている。市の厳しい財政運営を勘案すると、指定管理料の負担軽減は大きな要素と考えるが、高額な指定管理料となる業者を指定管理者と指定する基本的な考え方を伺いたい。

答 指定管理者の選定にあたっては、各分野の学識経験者など5名で構成する市営住宅等指定管理者選定委員会を開催しており、その中の評価では、選定された業者が市直営より充実してサービスが展開できる点、技術系職員の配置による建物の故障だけでなく健全度を計る能力を有する点、地域コミュニティの活性化について充実した見回り体制が構築できる点、並びに職員研修の履行やワークライフバランスによりサービスを実施される点などが評価されており、この結果、指定管理料の提示額がより高額な候補者を選定することとなったものである。

問 選定法人と次点者との総合評価点の差は5.95点に過ぎず、各評価項目の採点はおおむね拮抗している印象であるが、選定法人が次点者に大きく差をつけられている項目は「高齢者対策」で、選定法人が高齢者の見守り対象を65歳以上としたのに対し、次点者は75歳以上としたことがその要因のひとつとされている。

しかし、公募時の「質問事項及び回答」では、65歳以上の単身高齢者世帯が163世帯、高齢者のみの世帯が382世帯をはじめとする見守りが必要な世帯が相当数ある状況で、常駐職員2名での対応が本当に可能なのか疑念を抱かざるを得ない。この点について、市の見解を伺いたい

答 常駐の専任職員は2名となっているが、指定管理業務全体としてはマネージャー以下8名体制で臨む提案がなされている。この提案された体制が次点者との比較の中で選定委員に評価され、次点者と大きく点差が開いたものと考えており、見守り業務を確実に実施できる体制であると判断したものである。

問 提出資料によると、選定法人は、アンケートボックスを設置するなど苦情を能動的に受け入れる体制等が評価されたとのことであるが、その詳細を伺いたい。

答 選定法人は、苦情の受け付けから30分以内に上司へ報告して対応の方向性を協議し、2時間以内に相談者へ一報を入れることとされており、その後も対応を要する場合は1週間単位で市や相談者とそれぞれ協議を行うといった「30分・2時間・1週間ルール」を設けている。このほか、電話相談を24時間365日受け付けるカスタマーセンターの設置や、午前9時から午後7時まで職員を現地に常駐させるなど、充実した体制が評価されたものと認識している。

特記事項 配付資料あり（川西市市営住宅等に係る指定管理者審査講評）

審査結果 原案可決（賛成多数）

2．議案第65号 市道路線の認定及び廃止について

議案の概要

本案は、市道路線の認定及び廃止を行うに当たり、議会の議決を求めようとするもの。

質疑の概要

問 新たに認定しようとする石道地内の2209号について、当該路線に隣接する傾斜地で土砂崩れの発生が懸念される箇所が見受けられるが、その対策について伺いたい。

答 現在、市として当該箇所を詳細に把握できていないため、今後現地調査を実施し、適切に対処していきたい。

特記事項 なし

審査結果 原案可決（全員賛成）

3．議案第69号 令和2年度川西市一般会計補正予算（第8回）

議案の概要

第1表 歳出第2款総務費のうち第1項総務管理費第7目公共施設マネジメント費。
第4款衛生費のうち第1項保健衛生費第7目病院費。第8款土木費。

質疑の概要

第1表 歳出

第8款 土木費

問 道路・水路維持補修事業において、砂防施設整備に係る負担金として5300万円が追加されているが、具体的な整備箇所について伺いたい。

答 当該砂防施設については、過去からの豪雨災害等で発生した道路への浸水対策の一環として実施するもので、鼓滝駅から池田市に抜ける市道49号を東へ直進した鼓が滝3丁目地内の府県境付近である。

特記事項 なし

審査結果 原案可決（全員賛成）

4．議案第73号 令和2年度川西市用地先行取得事業特別会計補正予算（第1回）

議案の概要

第1表 繰越明許費補正において、見野線の整備に係る用地購入費等について、完了が

翌年度になると見込まれるため、繰越明許費を設定しようとするもの。
質疑の概要 なし
特記事項 なし
審査結果 原案可決（全員賛成）

5．議案第74号 令和2年度川西市水道事業会計補正予算（第1回）

<p>議案の概要</p> <p>令和3年度を期間とする浄水処理に係る薬品購入等を初め、令和3年度から5年度までを期間とする自家用電気工作物保安業務委託等のほか、令和3年度から8年度までを期間とする配水池機械警備業務委託に係る債務負担行為を設定しようとするもの。</p>
<p>質疑の概要</p> <p>問 配水池機械警備業務委託について、今回新たに債務負担行為を設定しようとする理由と期間を、令和3年度から8年度までとする理由を伺いたい。</p> <p>答 前回の契約の際に4月から契約手続きを進めたところ、警備に要する機器の設置に日時を要したことから、今回は新年度が始まる前に契約事務に着手するため、新たに債務負担行為を設定するものである。</p> <p>また、この業務委託については、市内23施設にセンサーや通信装置等の機械警備に係る機器を設置する必要があるなど、一定の整備費用が生じることから、費用対効果といった面も勘案し、債務負担行為の期間を令和3年度の年度途中から5年間としている。</p> <p>問 量水器の修繕と購入について、それぞれ債務負担行為を設定しようとしている点に関し、それぞれの予定個数に加え、在庫の状況について伺いたい。</p> <p>答 令和3年度では、修繕6855個、購入5277個を予定している。また、在庫については、突発的な対応等を考慮し、常時100台程度確保するよう努めているところである。</p>
特記事項 なし
審査結果 原案可決（全員賛成）

6．議案第75号 令和2年度川西市下水道事業会計補正予算（第1回）

<p>議案の概要</p> <p>受託工事収益、受託工事費、企業債、国庫補助金、公共下水道整備費を増額補正するほか、消費税及び地方消費税の減額補正に加え、債務負担行為の補正等を行おうとするもの。</p>
--

の。

質疑の概要

問 下水道事業収益において5295万4000円を増額補正しようとする要因について伺いたい。

答 当該補正は、豪雨による山林からの土砂流入に伴い、本年7月8日に鼓が滝商店街などで発生した浸水被害に鑑み、実施する鼓が滝3丁目地内における砂防施設の整備工事費に要する費用を一般会計より繰り入れるもので、工事箇所が当初から本会計において整備予定であった鼓が滝1号雨水幹線の上流部分に位置していることから、本会計で一元的に施工する方が効率的であると判断し、一般会計からの受託工事として実施することとしたものである。

特記事項 なし

審査結果 原案可決（全員賛成）